

史跡仙台城跡整備基本計画（案）

第 4 章 基本方針

4-1 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

継続的な調査・研究の成果に基づき、城郭のかつての姿を尊重した歴史的・文化的空間として保存整備することで、来訪者が安全かつ快適に仙台城跡を楽しみ、その価値を学び理解を深めるよう努めます。

仙台城跡の魅力や面白さを積極的に発信し、市民の城としての意識を高めるとともに、仙台を象徴する観光資源として交流人口の拡大、地域の活性化に寄与します。

(2) 基本方針

①調査と遺構の保存・保護による次世代への歴史資産の継承

発掘調査や史料調査などの各種調査および研究の成果に基づき、仙台城跡の本質的価値である石垣等の遺構を適切に保存し、次世代への確実な継承を図ります。

植生を適切に管理し、遺構等の毀損を防止し史跡の価値を守るよう努めます。

②城郭らしい景観の顕在化および眺望の確保

樹木の成長により、史跡周辺からの歴史的景観や城内の登城景観、本来的な眺望が堪能できない状況であることから、植生の現状把握と維持管理方針の検討を行い、仙台のシンボルとしての魅力を高めるため、適切な景観形成を図ります。

なお、景観の維持管理においては、仙台市街地の借景としての自然環境との調和を図ります。

③防災に配慮した安全・安心・快適な城内環境の実現

防災上の観点から史跡を構成する遺構等について、現状の把握と記録化を行うとともに日常的な維持管理に努め、来訪者が安全・安心・快適に城内を散策できるよう整備します。

枯死等により来訪者の安全に影響を及ぼすとみられる樹木については、関係部局と連携し適切に対処します。

自然災害等により被災した場合は速やかに修復します。

④来訪者による回遊性の向上

仙台城跡全体を、歴史や地形、歴史資産および自然遺産の状況、現在の土地利用状況等を勘案して、いくつかの整備ゾーンに分割し、それらの特性に応じた整備を行います。来訪者が各々の興味関心に応じて複数の拠点回遊することができるようにします。

⑤多様な来訪者への適切な対応

多様な来訪者が快適に史跡を見学できるよう、遺構の表現以外の諸施設についてはユニバーサルデザインに配慮し、また案内・解説等については、多言語化に努めます。

⑥史跡情報の積極的公開・活用・宣伝

発掘調査等の各種調査・研究成果の発信や、発掘調査現場の公開・見学会の実施、市民向け講座の開催等により、仙台城の魅力を広く公開・宣伝し積極的な史跡の活用を図ります。

⑦市民協働・地域との連携の推進

様々な情報発信により「市民の城」としての意識を醸成するとともに、市民協働による史跡の保存・活用の在り方について検討します。

地域のガイドボランティア等とも連携し、仙台城跡に限らず、関連する他の歴史資源と関連付けた案内・解説に努めます。

第5章 整備基本計画

5-1 全体計画及び地区区分計画

(1) 全体計画

前章で提示した基本理念と7つの基本方針にもとづく整備の実施により、仙台城がもつ魅力ある価値を守り、活用を図ることが本計画の目的である。

整備にあたり、仙台城跡を構成する曲輪や地区の特性、歴史的変遷を考慮した6つの地区区分（整備ゾーン）を設定した。そして、来訪者が安全・快適に史跡の歴史的景観を楽しみながら城域全体を回遊し、その魅力により深く触れるように、それぞれのゾーンの中に14の整備区域を設け、以下に述べる遺構保存、動線、景観、公開・活用等に係る諸計画を立案した。

なお、整備の基準となる時期については、さまざまな曲輪などに配置された各種の遺構が城郭の施設として機能し、残存した最終の時期となる幕末期の状態を保全しつつ整備していくことが史跡整備上妥当であると考え、幕末期の状態を概ね基準とする。ただし、遺構の残存状況によっては曲輪や整備ゾーン単位などで、その他の適切な整備時期を検討することとする。

(2) 地区区分計画

①整備ゾーンの設定

仙台城跡にある曲輪や地区の特性や変遷を考慮した「整備ゾーン」を設け、その範囲内で整備対象とする時期や整備手法について共通の方針で特色ある整備を行う。

②整備区域の設定

各整備ゾーンの中に「整備区域」を設け、各々の整備指針に基づき具体的な整備を行う。

[整備ゾーン]

A 水系整備ゾーン

御清水から中島池、三の丸（東丸）外構水堀を経て広瀬川へつながる水系を意識した整備を行い、来訪者が水辺を散策しながら、自然環境を利用した水利システムについての理解を深めるゾーンとする。

B 本丸整備ゾーン

城の最高所に築かれた本丸跡から眼下に広瀬川や市街地を見下ろし、仙台城跡の一つの特徴である山城的性格や城下と城との関係性の理解を深めるとともに、石垣等の地表顕在遺構や地下に埋蔵されている御殿等の遺構の整備により、城の主郭である本丸跡の理解を深めるゾーンとする。

C 大手門整備ゾーン

市民にとって仙台城跡のシンボルと意識されている大手門と脇櫓を中心に、周辺の石垣等の地表顕在遺構や、二の丸詰門、勘定所等の遺構を整備し、藩庁であった二の丸についての理解を深めるゾーンとする。

D 三の丸（東丸）整備ゾーン

水堀と土塁に区画されている曲輪の特徴を生かした整備を行い、大橋方面や東西線の駅からの来訪者

や青葉山公園の利用者などが、城郭らしい雰囲気を感じられるゾーンとする。

E 登城路整備ゾーン

本丸へ至る巽門からと大手門からの2つの登城路について、経路上にある曲輪、城門、石垣等の整備や、来訪者が安全かつ快適に散策できる園路の整備等を行い、城郭の構造についての理解を深めるゾーンとする。

F 崖地整備ゾーン

本丸周辺の崖地を、遺構保存と城郭としての景観の面から保全のための整備を行い、自然地形を利用した仙台城跡の山城的性格の理解を深めるとともに、城郭としての景観形成を図るゾーンとする。

[整備区域]

A 水系整備ゾーン

①御裏林整備区域

<現状>

この区域には、仙台城の堀及び本丸の水源である御清水があり、その推定箇所からは現在でも湧水が認められる。しかしその周囲には近代以降に設置されたコンクリート製の構築物が残置しており、景観上、往時を偲べる状況にはない。また、本丸への水の取り入れ口の貯水槽と考えられる遺構（石垣）が現存している。

本区域は、天然記念物「青葉山」の指定地であり、東北大学植物園として管理されている。

<整備方針>

ア 天然記念物指定地であり東北大学植物園として管理されていることを踏まえ、整備については東北大学と連携して進める。

イ 整備の対象としては、御清水から貯水槽に至る遺構とその周辺とし、遺構を取り巻く自然環境と調和を図ることを前提に、コンクリート製構築物の撤去も検討の対象とし、仙台城跡全体の水利システムの原点であることの理解を深める整備を図る。

②中島池整備区域（大手門整備ゾーンと重複）

<現状>

この区域は、御清水からの湧水が中曲輪に沿って流れ下り、本丸と二の丸の間に溜池（中島池）となっており、その水が三の丸（東丸）外構の堀と、大手門方面へと流れている。また、溜池の南側には中島曲輪があり、兵具蔵が存在していた。現在は埋まっており、池としての形状はみられず、中島曲輪の範囲も現況では認識できない。

<整備方針>

ア 計画的な発掘調査と史料調査の成果に基づき、堆積土を除去することにより、溜池及び中島曲輪の形状を復元し、城の水利システムについての理解を図る。

イ これまで石垣修復工事に伴う作業ヤードとして利用されてきたことや、石垣修復工事で使用できなかった旧石材を保管している現状を踏まえ、整備に着手するまでの間は、他の整備区域の整備工事の際に作業ヤードとして利用する。

ウ 大手門の周辺の歴史的景観の再現としての整備を図る。

B 本丸整備ゾーン

③本丸御殿整備区域

<現状>

この区域には、文献絵図等の資料や発掘調査の結果から、大広間、御成門等の本丸御殿の遺構が存在したと考えられる。また、本丸北側には修復が繰り返された石垣が確認されている。

多くの来訪者がある場所であり、また、仙台城跡の曲輪として最初に訪れる方も多い。

<整備方針>

ア 本丸御殿の遺構については、計画的な発掘調査と史料調査の成果に基づく遺構表示整備、解説板・案内板の設置等を行い、本丸跡のかつての姿の理解を図る。

イ 修復された本丸北壁石垣については、維持管理や動態観測を行い、遺構としての良好な状態の維持を図る。また、修復工事に伴う調査成果についての公開に努め、江戸時代の石垣構築技術等の理解に努める。

ウ 多くの来訪者に対しては、ある程度の滞留を促し仙台城跡を知ってもらい、本丸跡から他の曲輪等への回遊を促すよう、さまざまな手法により案内・解説・誘導等を図る。また、平場を利用した市民活動などの活用も図る。

④本丸縁辺地整備区域

<現状>

この区域は、特徴的な建築である懸造や、異檜等が存在していた。また、大番士土手については、土塁遺構が現存している。しかしながら、遺構に近接する崖地の崩壊が進んでいることから、一部については崖地補強工事が行なわれている。

また、本来は仙台市街を見下ろすことのできる場所であるが、縁辺地及び崖地には多くの樹木が生え、本丸東側崖地の広い範囲で眺望が遮られている。また、これらの樹木については遺構への影響が懸念される。

<整備方針>

ア 本丸縁辺地に存在した遺構については、計画的な発掘調査と史料調査の成果に基づく遺構表示整備、解説板・案内板の設置等を行い、本丸跡のかつての姿の理解を図る。

イ 市街地側からみた城郭らしい景観の顕在化と、当該整備区域における眺望確保および遺構保存のため、縁辺地に繁茂している樹木等については、関係部局等と調整の上、植生管理に関する方針を定め、伐採する。

ウ 縁辺地における樹木等の伐採後は、現状に合わせた様々な手法により、遺構の保存および崖面の保全を図る。

エ 当該整備区域からの眺望確保に伴い眺望サイン等の追加設置を図る。

オ 眺望の確保とともに、関係部局と調整の上、必要に応じた休憩施設等の追加設置を図り、眺望を楽しみながら快適にくつろげる憩いの空間としての整備を図る。

カ 縁辺地における樹木等の伐採後は、来訪者の安全を確保するため、景観及び遺構保存に配慮の上、柵の設置および植栽等の整備を図る。

⑤本丸北西部整備区域

<現状>

この区域は、本丸の搦め手にあたる酉門の虎口空間や周辺の石垣が良好に残っており、特に石垣からは複数の修復履歴をたどることができる。

<整備方針>

- ア 石垣で構成される虎口である酉門や本丸北西石垣などの石垣を維持管理し、解説板・案内板の設置等により、虎口空間の特徴や、各時代の石垣修復履歴などの理解を深めることを図る。
- イ 酉門、城番所、酉門脇の櫓等の遺構については、計画的な発掘調査と史料調査の成果に基づき、遺構表示整備、解説板・案内板の設置等により、遺構の理解を図る。

C 大手門整備ゾーン

⑥大手門整備区域

<現状>

この区域は、昭和20年の仙台空襲によって焼失した大手門、大手門脇櫓、勘定所、七十間兵具蔵等が存在したと考えられる場所である。現在は、石垣等や昭和42年に再建された大手門脇櫓が存在しており、公園として整備されている。

<整備方針>

- ア 昭和20年の戦災で焼失するまで国宝の大手門があった経緯から、市民からも仙台城跡の正面としての位置づけを持つと考えられている場所である。そのため、大手門と大手門脇櫓の復元整備も含めたさまざまな手法により、仙台城跡の大手としての理解を図る。
- イ 大手門及び大手門脇櫓は、焼失前の測量図や古写真が残っていることから、発掘調査の成果を踏まえたうえで復元整備の対象とする。
- ウ 歴史的建造物の復元だけを行うのではなく中島池など周辺も含めた整備を行い、復元建造物を含めた一定程度の範囲の歴史的景観の再現を図る。

⑦二の丸詰門整備区域

<現状>

この区域は、寛永年間における二代藩主伊達忠宗により造営された二の丸の正門にあたる二の丸詰門等が存在したと考えられる。現状は青葉山公園の一部として、緑地になっている。

<整備方針>

二の丸詰門については、計画的な発掘調査と史料調査の成果に基づく遺構表示整備、解説板・案内板の設置等により、二の丸への入口としての理解を図る。

⑧扇坂下整備区域

<現状>

この区域は、藩庁となる二の丸に出仕する藩士の登城口として使われた扇坂と呼ばれる地域であり、指定地内には、扇坂下厩が配置されていたと考えられる。かつては高校のプールが設置されていたが、現在は撤去され、仙台市博物館の第二駐車場として使用されている。

<整備方針>

- ア 廃城後の改変が大きいことが想定されるが、計画的な発掘調査と史料調査の成果に基づく遺構表

示整備、解説板・案内板の設置等により、扇坂や扇坂下厩の理解を図る。

イ 地下鉄東西線国際センター駅の直近に位置しており、史跡内への誘導のための重要な入口といえるため、仙台北城跡への誘導・案内・解説等の機能を持たせた整備を図る。

D 三の丸（東丸）整備ゾーン

⑨三の丸（東丸）蔵屋敷整備区域

<現状>

この区域は、水堀と土塁により区画された曲輪であり、築城期には、藩主の屋敷や庭園として利用され、二の丸造営以降は米蔵を置く蔵屋敷となり幕末まで続いた場所である。現在、史跡ガイダンス施設でもある仙台市博物館が設置されている。

<整備方針>

ア 仙台市博物館の史跡ガイダンス施設としての機能を維持し、調査成果の速やかな公開や、仙台北城跡に関する講座等を実施するなど、活用面での工夫を図る。

イ 計画的な発掘調査や史料調査の成果に基づく遺構表示整備、解説板・案内板の設置等により、三の丸（東丸）の構造や歴史的変遷についての理解を図る。

⑩三の丸（東丸）外構整備区域（水系整備ゾーンと重複）

<現状>

この区域は、曲輪を区画する水堀と土塁からなり、堀の水源は、御清水から生じた湧水が中島池を経て至ったものである。藩政期は、巽門の南東にもカギ型の堀が存在したが、現在は埋没している。

曲輪への虎口は、北に子門、南に巽門がある。

<整備方針>

ア 現存する水堀や土塁については、遺構に生えている樹木等を適切に管理すること等により遺構を顕在化し、曲輪の外構としての理解を図る。

イ 巽門南東部の埋没した堀については、計画的な発掘調査や史料調査の成果に基づき、堆積している土を除去し、かつての堀の形状の復元を図る。

ウ 曲輪の虎口については、計画的な発掘調査や史料調査の成果に基づく遺構表示整備、解説板・案内板の設置等により、三の丸（東丸）の虎口について理解を図る。

エ 御清水から発した水が水堀に至るといふ、城内水利システムの理解を図る。

E 登城路整備ゾーン

⑪登城路整備区域

<現状>

この区域は、山上の本丸へ至る登城路で、大手門からと三の丸（東丸）巽門からの二系統からなり、土塁、石垣、土塀で仕切られて屈曲し、城郭の防御上重要な区域であったと考えられる。また、大手門からの登城路には中門、巽門からの登城路には清水門と沢門が配置され、門跡周辺の石垣等の遺構が残存している。その他にも土塁、石垣、石組側溝、井戸跡等の多くの遺構が残存している。

現在は市道として利用されており、大手門から本丸へ至る登城路は通勤、観光の車両が通行しており、史跡の保存と活用にとって影響がある。市道に沿った園路整備は実施されている。巽門から沢門に至る登城路は、市道ではあるが車両通行はないため、良好な史跡空間を有している。

<整備方針>

- ア 本丸跡に向かう動線に沿って、城門跡や平場、井戸跡等の遺構が多く存在することから、これらの遺構を対象に、計画的な発掘調査と史料調査の成果に基づく遺構表示整備や解説板・案内板の設置、散策しやすい園路整備等により、登城路を通じた城郭構造の理解を図る。
- イ 巽門については、焼失前の測量図、古写真、発掘調査成果の資料があることから、復元整備の対象とする。
- ウ 現在、交通量の多い市道については、早急な廃道等の措置は困難であることから当面維持するが、遺構の保存や見学者の安全の為に必要な対策をとる。

⑫造酒屋敷整備区域

<現状>

この区域は、巽門の西側に位置する曲輪で、藩政期にはいわゆる造酒屋敷があった場所である。平成20～22、28～30年の発掘調査で、礎石建物跡や井戸跡のほか、酒造りを行った「榎森」の名が記された木簡等が出土している。曲輪の西側は崖面となっており、下部では凝灰岩の岩盤が露出している。この崖面から常時湧水がみられ、曲輪の西部では一部湿地状となっている。

<整備方針>

- ア 発掘調査により、礎石建物跡や井戸跡、カマド跡など造酒屋敷に関わる遺構が多数確認されている。文献史料、絵図等の調査成果も踏まえた上で、遺構表示整備や解説板・案内板の設置等により、その歴史や城郭構造の理解を図る。
- イ 城内に位置する造酒屋敷の例は全国的にも珍しいことから、調査成果の公開・宣伝を徹底するとともに、酒造りに関わるイベント等の開催など、史跡の深い理解へとつながる利活用を図る。
- ウ 当該曲輪の活用にあたり、来訪者の安全および遺構保存に配慮した植生管理を行うとともに、適切な雨水排水処理のための整備を図る。

⑬追廻厩整備区域

<現状>

この区域は、本丸東側の自然崖の裾野部分にあり、追廻馬場に隣接していることから厩が存在したと考えられる。また、藩政期には南の本丸崖下が河道であり、川沿いには石垣が築かれていたが、この区域では石垣は確認できない。

現在はテニスコート利用者のための駐車場が設置されている。豪雨の際に崖から土砂が流れ出すことがある。

<整備方針>

- ア これまでも崖地からの土砂の流出があるように、安全面での不安要素がある区域であるため、来訪者を積極的に誘導する活用については避け、当面は、現状の公園利用者の駐車場としての機能を維持するとともに、解説板・案内板の設置等により、かつての姿の理解を図る。
- イ 江戸時代の河道との境界を発掘調査やレーダ探査等の手法により見極めることにより、将来的な利活用の方針を検討する材料とする。

F 崖地整備ゾーン

⑬崖地整備区域

<現状>

この区域は、本丸東・南側、広瀬川とその支流竜の口溪谷の自然崖からなり、本丸の防御上の地形として機能していた場所である。現在は崩壊が進み、本丸縁辺にある遺構の一部は失われているが、一部の崖地補強工事が行なわれている。また、崖地から本丸の縁辺にかけては多くの樹木が生え、市街地からは緑豊かな景観となっている。

藩政期には、本丸東側の崖下が広瀬川の流路であったが、現在は河道が東へ移動し、旧河道部分は公園として利用されている。

<整備方針>

本丸の遺構の保存の観点と、市街地からと本丸跡からの景観のありかたを検討する必要性の観点から、植生環境の調査を踏まえて、仙台城跡全体の景観と植生管理の方針を検討する。その後、検討結果を踏まえた整備を行う。

[その他の区域]

平成 22 年度追加指定地（二の丸西部）

この区域は、二の丸の西端部から二の丸外にかけての区域であり、区画施設や屋敷などの存在が想定される。現在は、更地や山林である。

二の丸詰門整備区域と離れており、二の丸の主要な殿舎からも離れた場所の飛び地であるため、史跡全体から見て調査に基づく整備の優先度は低いため、現時点では整備区域としての設定は行わず、当面は現状の維持管理に努める。

御裏林

この区域は、天然記念物青葉山として指定され、東北大学植物園として管理されている。区域内は大半が山林であるが、一部には本丸へ続く尾根を切断する堀切や、中世山城の可能性のある遺構などが存在している。城郭の遺構を顕在化する整備は、天然記念物指定地という制限から困難であることから、東北大学と連携のうえ整備のありかたを検討する必要がある。そのため、現時点では整備区域としての設定は行わず、当面、東北大学植物園の活用事業との連携を図るとともに、遺構の測量などの調査を計画的に実施しながら将来的な整備の手法を検討していく。

5-2 遺構保存・修復に関する計画

遺構保存の手法および石垣・土塀が毀損、衰亡している場合の修復手法など、遺構の復旧について説明する。

(1) 地上に表出している遺構の保存

①石垣

ア 石垣カルテの作成

測量を行い、測量図を元に、石垣の規模や積み方、石材の破損状況等を記した台帳（石垣カルテ）を作成し維持管理にあたる。

イ 日常の維持管理

日常的に石垣の目地から生える草の除草を行い、石垣の変形の原因となる樹木がある場合は、

植生管理の方針を検討し、伐採する。

ウ 観測

3次元測量機器による測量や、石垣目地のすき間を計測する機器などにより、定期的に石垣の観測を行い、石垣の変形を早めに把握する。

エ 部分的な修復

自然的要因（地震等）または人為的要因（事故等）により、部分的な石垣の変形等が認められた場合は、原状に復するための部分的な修復を行う。

②土塁、曲輪、堀など

ア 日常の維持管理

樹木の成長が遺構の変形、き損の原因となる場合は、植生管理の方針を検討し、樹木を伐採する。

イ 水質維持

堀の水質維持のため、清掃や浚渫などの措置を行う。

ウ 部分的な修復

自然的要因（地震、大雨等）により、法面の崩壊等の変形が認められた場合は、原状に復するための部分的な修復を行う。

③土塀

大手門北側土塀は、廃城後に何度か手が加えられているが、躯体部の一部は江戸時代のものと考えられる。そのため、地上に表出している遺構として保存していく。

日常的に見回り、変形やしっくい剥がれなどが生じた際にはしっくいを塗り直すなど、適切な修理を行う。

④自然地形（崖地）など

仙台城跡の特徴ともいえる自然崖や竜の口溪谷などの地形については、自然地形ではあるが城の防御施設として重要な要素でもあるため現状の保全に努める。ただし、急峻な地形のため、崩落などにより変形が進んでいる現状を踏まえ、地形の保全や来訪者の安全確保のために、補強工事などの必要最小限度の現状変更を行うことはやむを得ない。

(2) 地下に埋蔵されている遺構の保存

①計画的な遺構確認調査の場合

城跡の性格究明のための遺構確認調査においては、可能な限り必要最小限の掘削にとどめ、遺構の保存および将来的な調査成果の検証が行えるよう配慮する。

②工事に伴う掘削の場合

公園施設・道路施設の改修、解説板等の設置等による掘削が行なわれる場合、遺構に影響を与えないよう十分に保護措置をとる。必要に応じて、現状変更許可を得たうえで確認調査を行い、事前に掘削可能な深さ（表土、現代の盛土など）を確認する。

(3) 遺構の修復

変形または自然災害等で崩落した石垣を元に戻す場合には、その位置や勾配などの記録が必要となる。日常の維持管理を徹底し変状を早期に把握するためにも、現況での測量調査を進める。また、測量図を元にさまざまな情報を記録した台帳、いわゆる石垣カルテの作成を行う。

石垣の変形等の要因となる支障木については、植生管理の方針を検討し、伐採する。

①石垣

石垣が毀損した場合（仮に崩れた場合）は、以下の手順で修復する。

- ア 毀損状況の調査と記録
測量図の作成、地盤調査
- イ 修復範囲の検討
- ウ 工事範囲の発掘調査、関連史料調査
- エ 石垣解体修復工事
解体・積み上げ中の記録作成
- オ 修復完成後の記録
測量図の作成
- カ 修復工事報告書の作成

②土塀

土塀が毀損した場合（仮に崩れた場合）は、以下の手順で修復する。なお、土やしっくいを使用しセメント等の材料は用いないことを原則とする。

- ア 毀損状況の調査と記録
測量図の作成、地盤調査
- イ 修復範囲の検討
- ウ 解体、解体中の調査・記録
- エ 解体後の調査・記録
- オ 修復、修復中の記録
- カ 修復後の記録
測量図の作成
- キ 修復工事報告書の作成

5-3 遺構表現に関する計画

個々の遺構表現における手法については、仙台北城跡における遺跡空間全体の表現を踏まえた選択を行う必要がある。遺跡の保存・活用に係る総合的観点に基づき、全体計画および地区区分計画と整合した整備を進めるものとする。

現状において仙台北城跡で選択し得る遺構表現の手法は、遺構露出展示（地表顕在遺構）、遺構表示、復元遺構、復元建造物の4つである。なお、これらに加え、解説サイン等による遺構情報の表現も行われているが、これについては、「5-5 案内・解説サインに関する計画」において触れる。

(1) 遺構露出展示（地表顕在遺構）

史跡の本質的価値を代表する石垣、土塁など地表に顕在する遺構を展示する手法である。史跡の遠景、近景および登城路など来訪者動線上での景観において、その本来的な規模や形状、配置などを顕在化させるため、植生管理を含む日常的な維持管理による保存整備が必要である。なお、現状では、発掘調査により確認された地下遺構の状態を見せる展示手法としての遺構露出展示は行っていない。

(2) 遺構表示

発掘調査等により得られた成果を基に、地下に保存されている遺構の規模や配置、形態等に関する情報を、遺構直上の盛土造成した面に模式的に表示する手法である。本史跡においては、大広間

跡、巽門跡において平面的な遺構表示が行われている。

今後の整備においても、発掘調査等の成果により十分な情報が得られた場合には、遺構表示整備の実施について検討する。

なお、現在失われた建造物等の規模や形状等の表現については、その範囲を芝生貼りや土舗装、植栽等の様々な手法を検討し、来訪者がその価値をイメージできるよう整備する。

(3) 復元遺構

石垣、土塁、堀、池等の遺構を対象として、現在は失われた箇所全体または一部の構造を復元的に表現する手法である。実施に際しては、発掘調査の成果を基礎としつつ、文献、絵図、測量図、古写真等における調査研究の成果に基づく学術的な裏付けが必要となる。また、実施に際しては、発掘調査の成果等により判明した正確な位置に復元するものとし、かつ遺構の保存に十分配慮するものとする。現状において、復元遺構の整備事例はない。

(4) 復元建造物

現在は失われた歴史的建造物の全体または一部を復元的に表現する手法である。実施に際しては、発掘調査の成果を基礎としつつ、文献、絵図、測量図、古写真等における調査研究の成果に基づく学術的な裏付けが必要となる。主に、復元しようとする建造物本来の外観、意匠、規模、形態、構造、材料等に関する十分な情報を得る必要がある。現状において、大手門、大手門脇櫓、巽門、土塀が復元の対象となる。

復元整備に際しては、発掘調査の成果等により判明した正確な位置の上に建設するものとし、遺構面の上部に盛土や人工地盤を設け、遺構の保存に十分配慮する。また、復元箇所の地盤および周辺建造物の強度等についても十分な調査を行い、来訪者の安全、防災に配慮した整備を図るものとする。

なお、歴史的建造物の復元整備については、その建造物を含んだ整備ゾーン全体における一体的な整備のもとで行うものとする。

5-4 動線計画

城域内における主に歩行者の回遊性向上と史跡の理解の促進を目的として、二つの大手道（築城期の巽門ルートと近世期の大手門ルート）の歴史的意味付け（ストーリー付け）を核とした回遊モデルコースを提示し、各見どころや施設の有機的な連携について計画する。

(1) 史跡へのアクセス

① 徒歩によるアクセス

市街地方面から、徒歩によって史跡地へいたるアクセス。主に大町、西公園方面から大橋を渡り史跡地へとアクセスするルートが想定される。地下鉄東西線「大町西公園前駅」を起点とした史跡地へのアクセスもここに含める。

現状において、徒歩により史跡を訪れ本丸跡へ至る来訪者の割合は、一定数はあると推測されるものの、自家用車による本丸へのアクセス（H30：）に比べ極めて少ない。これが城域全体における来訪者の回遊性が低い主要な原因となっており、後述する二つの大手道を核とした回遊ルートの整備と宣伝を通じて、主に歩行者の回遊性を向上させる必要がある。

② 公共交通機関によるアクセス

地下鉄東西線「国際センター駅」および、るーぶるバス「仙台城跡、博物館・国際センター前」を利用したアクセス。仙台市最大の集客エリアである仙台駅周辺から直結するアクセス手段である。

③自家用車によるアクセス

広域のアクセスとしては、国道4号線ないし東北自動車道（仙台宮城I.C.）より市街地に入り、大手門跡から仙台市道仙台北城跡線を通って本丸跡へ向かうルートが、現状で多くの利用がみられる。この場合、本丸跡内にある民営駐車場が利用可能であるが、博物館駐車場（扇坂下臨時駐車場を含む）や地下鉄東西線国際センター駅の北側駐車場を利用し、本丸等へ徒歩で向かう方法も選択できる。

(2) 各起点からの歩行者動線

①市街地から

市街地（主に西公園方面）から大橋を渡り、大手門ルートまたは巽門ルートを通り本丸へ至る動線。西公園、広瀬川河畔等より望む仙台北城跡の遠景を楽しみ、広瀬川の河床に残るかつての大橋の橋脚跡などを見ることができる。

なお現在、この方面から望む仙台北城跡の遠景については、樹木等の繁茂により本丸平場や石垣の一部しか見ることができない。適切な植生管理により歴史的景観を顕在化し、これを杜の都を象徴する景観と位置付けることで、来訪者が市街地から本丸へいたる回遊性の向上を図る。

②地下鉄東西線「国際センター駅」から

市街地からの動線に次いで回遊性の高い動線。国際センターの脇を通り博物館前に出るルートと、扇坂から二の丸跡に上がり大手門跡にいたるルートの2つを選択できる。

なお駅正面の広場は、本来、本丸北壁石垣および本丸平場の規模や形状を目視できる重要な視点場であるが、現在は、樹木の繁茂により石垣の大部分が隠れた状態となっている。適切な植生管理により北壁石垣の姿を可視化し、この起点より本丸へいたる来訪者の回遊性向上を図る。

③本丸（るーぷるバス停「仙台北城跡」・民営駐車場）から

城域全体の中での回遊性は低いですが、現状ではもっとも多くの利用がみられる動線。現状では、バス停ないし駐車場から本丸北東部への動線が集中的に利用されている。本丸跡内部での回遊性をより高めるため、本丸北東部から南東部（巽櫓跡付近）へいたる動線、および本丸北東部から西側の仙台北城見聞館へいたる動線について、植生管理による眺望確保および眺望サイン等の見どころ創出など、各種の整備により魅力あるものとする。

(3) 仙台北城の歴史を楽しむ二つの大手道

①巽門ルート（巽門～清水門～沢門～本丸）

築城期における山城として防御性を重視した大手道。登城路の傾斜や屈曲の多さなど、戦を想定した城郭の構造を体感することができる。ルート上には、全国的にも大変珍しい城内で職人が酒を造っていた造酒屋敷跡や、清水門の名の由来となった井戸跡、石垣等の見どころがある。

②大手門ルート（大手門～中門～本丸）

大手門完成後における近世城郭としての威容や機能性を重視した大手道。絵図や古写真、VRにより、大橋、大手門のかつての姿をイメージすることができる。広瀬川の河床に残るかつての大橋の橋脚跡や再建された大手門脇櫓や石垣等の見どころがある。

またこの大手道は、大手門から城下へと続くルートでもあり、大橋、大坂、大町といった「大手」にちなんだ名称や城下建設時の基軸となった歴史的経緯など、史跡と現市街地の密接なつながりを感じることができる動線となっている。

5-5 案内・解説施設に関する計画

史跡の価値をわかりやすく伝え、来訪者による拠点間の回遊性を向上し、ガイドボランティア等の活動に資する整備を図る。

(1) ガイダンス施設等

①仙名城見聞館

平成18年に建設された。発掘調査等の成果に基づいた情報を公開するとともに、大広間の模型や原寸大で再現された大広間上段の間の背面部などを展示している。

本計画における取扱いは、今後ともガイダンス施設としての使用を継続することとし、展示内容については、今後の調査成果や整備の進展にあわせて、必要に応じた見直しを図るものとする。なお、将来本丸跡の調査が進展し、本丸跡の整備計画を検討する際には、改めて位置や機能について検討する。

また本施設には、便益施設としてのトイレが付属している。

②仙台市博物館

昭和36年（1961）に開館し、昭和61年（1986）に全面新築されている。平成19年度に策定した「仙名城ガイダンス機能拡充等基本計画」に基づいて平成21年度に展示改修工事を実施し、仙名城本丸北壁石垣の慶安五年銘石材や、ヨーロッパ産ガラス器などを展示するスペースを設けている。

これらの経緯を踏まえ、本計画における取扱いとしては、仙台市博物館を史跡ガイダンス施設として利用し、建物についても健全に利用できる間は維持するものとする。

③青葉山公園（仮称）公園センター

追廻に建設予定の公園施設。史跡仙名城跡の一部は青葉山公園整備事業と重複しており、これまでも「青葉山公園整備基本計画」に基づき、追廻地区他での公園整備事業が行なわれてきている。同計画では、公園センターの基本コンセプトとして、「青葉山公園、仙名城跡方面への玄関口にふさわしい、来訪者に向けた「杜の都・仙台の歴史・文化の発信」、ビジターセンターとしての機能をベースとしつつ、青葉山公園の玄関口という立地特性や藩政時代からの歴史性を踏まえた仙台の歴史・文化を発信する場」として位置づけられている。

「青葉山公園（仮称）公園センター基本計画」（平成29年4月）では、機能コンセプトとして「～ここから始まる仙台・青葉山の魅力発見～ 仙名城跡の歴史的風情と豊かな自然が織りなす青葉山公園のエントランス」とし、その実現のために情報発信機能（楽しむ）、飲食・休憩機能（憩う）、体験・交流機能（集う）の3つの機能をそなえることとしている。また、施設の周辺には、イベントや体験プログラムを楽しむための広場整備の計画も予定されている。

④青葉城展示資料館

本丸跡に位置する民営のガイダンス施設。伊達家や仙台藩、仙名城に関する資料や模型等の展示を行っている。

(2) 案内・解説サイン

平成18年度「仙名城跡サイン設置実施設計」および平成24年度「仙台市歩行者系案内誘導サイン等基本方針」によるサインシステムに基づき、今後も統一した形状・デザインで設置を進めるものとし、配置に際しては関係部局と調整を行う。

また、青葉山公園（仮称）公園センターの建設に伴う、新たな起点での設置については、公園整備事業との連携を図る。

①案内サイン（広域）

来訪者の起点となる場所に設置し、史跡全体における見どころなどの情報を提供する。

②誘導サイン

各起点、ルート上の分岐点に設置し、来訪者のスムーズな回遊を図る。

③解説サイン

発掘調査等の成果に基づき解説の充実を図り、来訪者による史跡への理解を深めるため、主要な遺構等のある場所に設置する。

④眺望サイン

眺望の開けたビューポイントに設置する。特に本丸跡における眺望サインの充実を図り、本丸跡内部における回遊性の向上を図る。具体的には、本丸南東部巽門跡付近（経ヶ峯、広瀬川河岸の露頭、愛宕山、大年寺山、太平洋等）や本丸北側（石切り場：国見地区、七ツ森等）からの眺望に対するサイン設置について検討する。

⑤史跡標柱

史跡標柱は、史跡名称の表示にとどまらず、来訪者による重要な写真スポットになっていることから、動線計画に即した適切な配置と周辺環境の整備に努める。来訪者の回遊を促す、あらたな拠点づくりとして史跡標柱の増設を検討する。

(3) パンフレット・リーフレットによる案内・解説

仙台城見聞館内に史跡案内図と見どころを紹介したポケットサイズのリーフレットを準備している。

(4) ガイドボランティアによる案内・解説

より多くの来訪者が史跡内を回遊し楽しめるよう、ガイドボランティアとの十分な連携を図る。

5-6 便益施設に関する計画

(1) 休憩施設・便所・照明等の現状

来訪者の動線に配慮し、必要に応じ適切に設置するものとする。本丸跡縁辺地整備区域については、関係部局と調整の上、眺望の確保とともに来訪者がくつろぐためのベンチ等の設置について検討する。

(2) 扇坂下の案内便益施設

国際センター駅から扇座より二の丸へ上がり、大手門にいたるルートへの誘導案内機能をもった施設の設置について検討する。

5-7 地形造成に関する計画

自然地形を保全すると共に、発掘調査等の成果に基づいた藩政期の人工的地形の復元を図る。また、地形の保全等にあたり、関係部局と調整の上、雨水排水施設の適切な整備を図る。

(1) 仙台城跡に残る地形区分

①天然の自然地形

人工的な改変を受けていない本来の自然地形

②中世および藩政期の城郭整備を示す人工的地形

城郭造成に伴い改変された地形

③近代以降の改変地形

明治時代以降の利用等により改変された人工的地形

(2) 地形保全のための給排水機能の確保

来訪者にとっての快適な城内環境を整備するため、大雨時の詰まりと路面の流水等の防止に留意した排水処理施設の適切な維持管理に努める。

5-8 修景および植生管理に関する計画

歴史的景観の顕在化や眺望確保のため、計画的かつ継続的な植生管理を行う。その実施にあたっては、関係部局等と調整の上、植生管理の方針を定め、それに従った維持管理を行う。

(1) 遺構保存のための植生管理

石垣、土塁等の遺構保存に影響を及ぼす可能性のある樹木は、方針に従い伐採する。

(2) 城郭らしい景観の顕在化および眺望確保のための植生管理

広瀬川河畔や国際センター駅等からの遠景において、仙台城全体の地形や曲輪の構成が認識できるよう、可能な範囲で整枝、伐採を行う。特に本丸石垣および本丸平場については、その規模や形状等が認識できるよう、本丸平場における縁部周辺の樹木の伐採・整枝を計画的かつ継続的に行う。また、それにより本丸が本来有していた眺望を確保する。

主に三の丸周辺からの近景において、史跡の特徴が認識できるように土塁および周辺の樹木の伐採を計画的に行う。

(3) 安全管理のための植生管理

史跡地内の散策ルート上で、通行者の安全に支障のある樹木は伐採する。

(4) 周辺地域の環境保全に関する計画

天然記念物青葉山の保全 ⇒自然の景観を維持

(5) 市民との協働による歴史的景観の継続および植生管理

史跡を自らが守り、次世代へ残そうとする意識を醸成するため、石垣等の遺構や登城路における除草・清掃活動等について、地域の活動団体や市民ボランティアとの協働を図る。